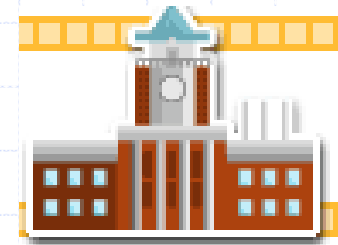


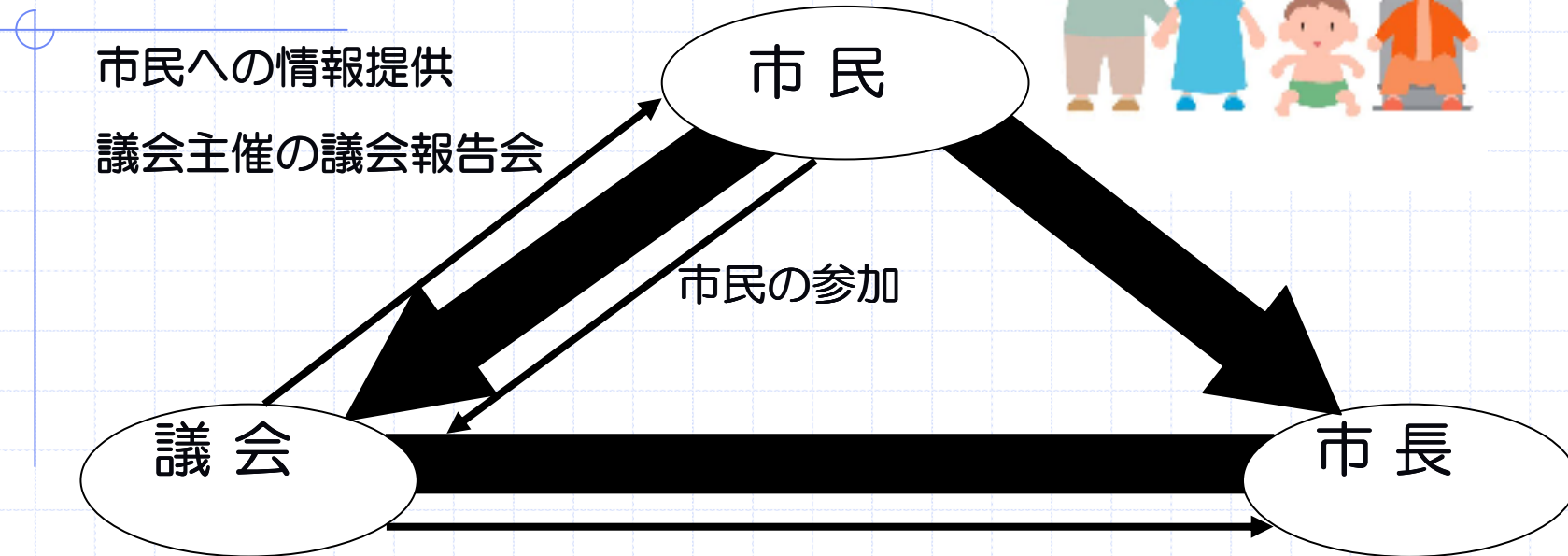
名古屋市会 議会報告会



名古屋市議会基本条例 のコンセプト



- ◆ 市民に開かれた身近な議会
- ◆ 議会と市長は、それぞれが適切に役割を果たし、行政のチェックと市民の要望を反映した政策を実現
- ◆ 討議の場である議会審議の充実



事務執行の監視・評価
必要な審議日数を確保
市民に論点・争点を明確化
政策立案及び政策提言

議会基本条例のポイント

第1章 総則



- ◆ 市民の代表としての議会・議員の基本的事項を定める
- ◆ 事務執行の監視・評価、政策立案
- ◆ 議員は公職にある者として活動

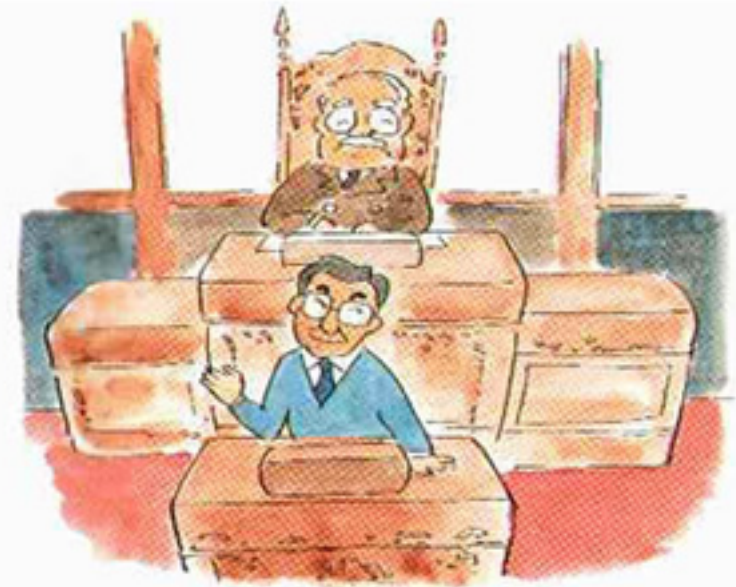
第2章 市民と議会

- ◆議会主催による議会報告会の開催
- ◆議会情報の発信は議員の編集委員会で編集
- ◆市民が傍聴しやすい環境を整備



第3章 議会と市長

- ◆ 議会は市長と独立対等の立場で、議事機関として意思決定
- ◆ 議会は、必要な資料提供を求めうる



第4章 議会の運営

- ◆活発な討議を行うため、
必要な審議日数を確保
- ◆委員会活動の活性化
- ◆質疑等により市民に
論点・争点を明確化
- ◆政策立案、政策提言のための調査研究



第5章 議員定数・議員報酬等

- ◆ 定数等は、地方自治法の趣旨を踏まえ、議会基本条例に定める考え方に基づき条例で制定
- ◆ 政務調査費は、使途の透明性を確保